

情報管理の履行状況確認書に関する補足

確認事項	主な具体的な確認内容
<p>1. 核物質防護情報(以下、複製したものを含む。)の保持のために必要な措置に関し、遵守すべき以下の規則を定めていること。 (記録及び現場の確認を含む。)</p>	
<p>(1)核物質防護情報を取扱う業務を統一的に管理する者(以下「情報管理責任者」という。)及び核物質防護情報を取り扱う者(以下「核物質防護情報取扱者」という。)の指定(変更を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理を行うための要領、規則等を社内で定めているか、情報管理を行うための体制が整っているか体制表を確認します。 ・情報管理責任者及び核物質防護情報取扱者の指定について、要領、規則等内で定めているか確認します。 ・情報管理責任者に指定している記録(指名書等)を確認します。同様に、核物質防護情報取扱者についても確認します。
<p>(2)核物質防護情報を取り扱う者の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理責任者及び核物質防護情報取扱者の管理について、どのように管理を行っているか(管理台帳で管理している、体制表で管理している等)を確認します。また、管理方法が要領、規則等内で定めているか確認します。
<p>(3)核物質防護情報の作成、持出し、保管、廃棄その他の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の方法について、要領、規則等内で定められているか確認します。
<p>(4)核物質防護情報の取扱いのために必要な台帳等の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)について、管理台帳等を整備することが要領、規則等内で定められているか確認します。 ・実際に管理台帳等が整備されているか確認します。
<p>(5)核物質防護情報の保持のために必要な措置に関する教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育について、要領、規則等内で定められているか確認します。 ・核物質防護情報を取り扱う者に対し、必要な教育が行われているか確認します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する記録(理解度、テストを行ってればその結果)を確認します。
(6)核物質防護情報に関する異常時等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・異常時等の措置について、要領、規則等内で定められているか確認します。 ・核物質防護情報取扱者が異常時の措置を理解しているか確認します(教育を行っている場合は、その記録を確認します)。
(7)核物質防護情報に関する業務の一部を下請負に発注する場合 ①下請負の適合性に関する審査基準 ②下請負に対する核物質防護情報の保持措置	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負に一部業務を発注する場合の管理について、要領、規則等内で定められているか確認します。 ・下請負に一部業務を発注する場合、適合性確認を行い、問題なく核物質防護情報が取り扱えるか確認した記録を確認します。
(8)核物質防護情報の取扱いの業務に関する管理状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護情報を取り扱う作業場所の管理(建屋・居室の出入管理等)、作業する際の管理(例えば、取り扱う者とそれ以外の者の作業スペースが区画されているか)について、確認します。 ・実際の作業場所、作業状況について、現地にて確認します。
(9)その他核物質防護情報の保持のために必要な措置	<p>核物質防護情報を保持するために必要な措置が行われているか確認します。例えば、以下のような措置があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護情報を PC で取り扱う場合、情報漏えいしないようファイアウォール等のウイルス対策を施している。 ・核物質防護情報にはアクセス権を設け、必要と判断した者しか取り扱えないようにしている。 ・PC にはパスワード機能付きのスクリーンセーバーを設定し、離席時の情報漏えい対策を講じている。 ・紙情報を保管する棚等は施錠し、盗難・情報漏えいの防止策を講じ

	ている。
2. 核物質防護情報の取扱いを管理する体制が整っていること。	
(1) 情報管理責任者及び核物質防護情報を取り扱う者の各々の責任及び役割分担が明確になっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理責任者及び核物質防護情報取扱者の責任及び役割分担について、要領、規則等内で定められているか確認します。 ・情報管理体制表が責任及び役割分担と整合が図れているものになっているか確認します。
3. 核物質防護情報の保持のために必要な措置に関する教育を行っていること。	
(1) 情報管理責任者及び核物質防護情報を取り扱う者が原子炉等規制法の法令内容や上記1の核物質防護情報に関する規則の趣旨を取得できる内容であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1. (5)と同様になります。
(2) 教育の実施者、対象者が明確になっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の実施者について、要領、規則等内で定められているか確認します。 ・教育の対象者が情報管理体制表等で明確になっているか確認します。 ・教育の記録で、教育の実施者及び受講者を確認します。
4. 核物質防護情報を保管するための設備、その他核物質防護情報の保持のために必要な設備を設置していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記1. (8)と同様、現地にて設備の設置状況を確認します。

・その他、回答の状況に応じて、ご説明を求める場合があります。